

安曇野市告示第 441 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、安曇野市及び安曇野市上下水道事業の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたため、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 17 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市及び安曇野市上下水道事業の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定により、安曇野市及び安曇野市上下水道事業の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

（競争入札参加資格の種類）

第 1 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる契約の種類について付与するものとする。

- （1）製造の請負
- （2）物件の買入れ
- （3）その他の契約

（入札参加資格の申請に必要な要件）

第 2 入札参加資格の申請をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- （1）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないものでないこと。
- （3）前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （4）都道府県税、消費税及び地方消費税並びに市税（安曇野市に納税義務がある場合に限る。）を滞納している者でないこと。
- （5）営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていること。
- （6）安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- （7）入札参加資格の申請をする日（以下「申請日」という。）において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していること。（加入義務のない者を除く。）

（入札参加資格の審査）

第 3 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）申請日の属する事業年度の前事業年度又は前々事業年度のいずれかの決算における売上高

- (2) 前号の売上高と同一の事業年度の決算における純資産の額
- (3) 申請日までの営業年数
- (4) 申請日における事業に従事する従業員の数
- (5) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における流動比率
- (6) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項に基づく審査の基準等は、別に定める。

（入札参加資格の申請方法）

第4 入札参加資格の申請をしようとする者は、長野県市町村入札参加資格審査システムから申請しなければならない。なお、申請方法等の詳細については、安曇野市ホームページに掲載するものとする。

附 則（令和6年安曇野市告示第441号）

この規定は、令和7年4月1日以降に付与する入札参加資格の審査の申請から適用する。